

平成 30 年第5回庄原市議会定例会

所管事務調査報告書

平成 30 年 12 月 20 日

広島県庄原市議会
総務常任委員会

<目次>

1. はじめに -----	1
2. 公契約条例について -----	1
3. めざすべき条例の概念としては -----	2
4. まとめ -----	8
5. 経過資料 -----	9

「公契約条例」に係る所管事務調査報告について

1. はじめに

2014年（平成26年）より調査を開始して以来、5年にわたり継続してきた本件について、総務常任委員会として次のとおり報告をする。

2. 調査について

調査を開始した当初においては、長引く不況の中、公共投資は抑制され、本市においても財政健全化・行政改革をめざし、従来、庄原市行政が担ってきた業務を民間へ委託し、経費の削減を図ってきた。財政運営面から見ると一定の成果は得られているが、一方では業者間での競争もあり、下請業者や労働者賃金に影響し、公共サービスの質の低下などが懸念された。

この問題を解決すべく本議会では、2005年（平成17年）9月議会において「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書」、2010年（平成22年）には、「公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書」の提出をしてきた。議会における経過の中で、本市における公契約の現状と課題を明らかにし、あるべき公契約について明らかにすべく調査をスタートさせた。

調査を初めた時点では、とりわけ下請業者やそこで働く労働者の問題が解決すれば、公契約に係る課題解決が図られると思ったものの、実際に調査を進めると関係者等からの聴取によって課題は多岐にわたることが判明し、市域経済の好循環を招き地域の活性化をするためにもより良い公契約制度の確立が不可欠であることなど、従業者や労働条件だけの問題ではないことが明らかとなり、より総合的視点が必要と考えるに至った。

なお、課題の内容については、2015年（平成27年）第1回市議会定例会及び2017年（平成29年）第2回庄原市議会定例会において、所管事務調査報告書として提出したとおりであり、まずは、公契約のあり方について理念的に条例化をし、めざすべき姿を明確にして、今後における具体的な取り組みに反映させようとするものである。

概念的には、次に示す内容にすべきと考える。

3. めざすべき条例の概念としては

目的、用語の定義、基本的方針、市の責務、受注者等の責務、市内事業者の受注機会の確保、情報の公開、契約の方法、発注の平準化、適正な労働条件の確保、下請負人との契約、品質の確保、意見聴取などを概念的に整理した。

(目的)

まず目的については、公契約の適正化を図り、公共事業や公共サービスの品質を向上させ、あわせて市内事業者等の経営の安定と労働者等の適正な労働条件の確保を図り、地域経済の発展及び市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することとし、この目的の達成のために、公契約に関する基本方針を初めとし、発注者である市、受注者等の責務、公契約に関する基本的事項を定めることが必要である。

(用語の定義)

公契約に係る用語は、次のように定義する必要がある。

「公契約」とは、市が発注し、受注者等がその業務を実施する契約とする。これには、受注者等が労働者等を使用する請負契約や業務委託契約が含まれる。指定管理においては、その業務内容は公の施設の管理運営であり、実態は公契約とほぼ同様であることから、趣旨を踏まえた上で、指定管理者の選定等を行うことが必要となる。また、選定等とは、指定管理者の選定のほか、指定管理協定の締結を指すものとする。

「受注者等」とは、公契約を締結した者はもちろん、下請業者や再委託業者も含まれるものとする。

「労働者等」とは、受注者等に雇用されるか若しくは自ら労力を提供し（いわゆる一人親方）、公契約に係る業務に従事する者で、下請業者又は再委託業者において従事する者も含まれるものとする。

(基本的方針)

公契約条例の目的を達成するにあたり、基本的な方針を定める必要がある。

まず、公共事業等は、公共資産の形成や市民への行政サービスの提供と密接に関連することから、市民生活の水準の維持及び向上に重要な役割を果たしており、こうしたことから公契約が適正に履行され、公共事業等の良好な品質が保たれなければならない。

また、予算を適正かつ効率的に執行するため、一般競争入札の拡大を進め、入札参加者間の適正な競争を促進するとともに、より一層の公契約に関する情報

を公開することによって、入札・契約制度の公平性、公正性、透明性及び競争性の確保に努め、かつ、不正行為の排除を徹底する必要がある。

さらには、地域経済の発展や市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に配慮する視点も大切である。この地域経済の発展等には、市内事業者の受注機会の確保が必要になることから、適正な競争を保ちつつ市内事業者の優先発注に努め経営の安定を図り、労働者の雇用環境の安定の確立に努めるとともに、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件の確保をめざすべきである。

(市の責務)

市の責務として、入札・契約制度における公平性・公正性・透明性・競争性の確保、適正な価格による公契約の推進などの取り組みを、総合的に実施することが必要である。

(受注者等の責務)

受注者等の責務として、受注者等には、市の取り組みに協力するよう努めてもらう必要がある。また、受注者等には社会的な責任を自覚してもらい、法令をきちんと遵守すること（コンプライアンス）も責務としてもらわなければならない。

具体的には次のような関係法令を遵守することとなる。

- ・労働三法（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法）、最低賃金法、労働者派遣法、独占禁止法、建設業法、下請代金支払遅延等防止法、品確法など、

社会的な責任とは具体的に次のようなことがらを指すこととする。

- ・環境負荷の低減、省資源・省エネルギーへの取組、循環型社会への寄与、情報管理の徹底、個人情報保護、地域社会との良好な関係、障がい者の雇用、雇用機会均等の確保、従業員の健康管理や労働環境の改善、男女共同参画など

(市内事業者の受注機会の確保)

市内事業者の受注機会の確保について、地域経済の発展には地元企業の持続的発展が不可欠であり、市内事業者の受注機会の確保を図るため、競争性を確保しながら市内事業者の優先発注に努めることが大切である。このことにより、市内事業者の労働条件の改善が図られるとともに若年層の新規就労の促進や人材育成も期待できる。

また、地域コミュニティや防災体制の維持・発展には、市内事業者が大きく寄与している現状があることから、市内事業者の受注機会を確保するように努めることが大切である。

「市内事業者」とは、市内に主たる事務所又は事業所がある事業者を指す。

また、受注者等においても、下請負人の選定又は資材の調達をする際は、市と同様に市内事業者を活用するよう努める必要がある。

(情報の公開)

情報の公開については、入札案件をホームページ上で閲覧することが可能となっている。こうした情報を公表することにより、どのように契約を行っているのか、不正がないかなどを市民や事業者に見てもらうことで説明責任を果たし、公契約の透明性の確保とともに不正行為の未然防止を図ることが重要である。

(契約の方法)

契約方法については、公正な競争を促進し、適正な契約方法を活用することが重要となる。現在、随意契約以外の入札においては、公正な下での競争入札を実施し、その結果についても公表を行っている。個々の契約の性質や目的に応じて円滑かつ効果的な契約の履行がなされるよう、引き続き、その内容に適した契約方法を選択することが大切である。また、契約に当たり、受注者が早期に事業着手できるよう事務の効率化と契約等に係る提出書類の簡素化など受注者の負担軽減に配慮する必要がある。

(発注の平準化)

発注の平準化について、公契約の発注が特定の時期に集中すると、例えば、繁忙期のみの短期間の不安定な雇用などが生じる可能性がある。また、本市においては、豪雪地域もあり冬季間の工事等への配慮が必要となる。こうしたことを避け、適切な労働環境を確保するため、公契約の性質又は目的に応じて、例えば工事において債務負担行為の設定により、施工時期が集中しないよう計画的に発注を行うとともに、契約の履行に必要な期間を十分に確保し、適切な契約期間を設定するよう努めることが必要である。

(適正な労働条件の確保)

適正な労働条件の確保について、受注者等は労働基準法や最低賃金法などの関係法令を遵守し、適正な労働条件を確保しなければならないことから、市は、特に必要があると認めるときは、受注者等に対し、安全衛生などの労働条件等について報告を求めることができることとし、その報告において、不審な点や虚偽の内容があった場合には、関係機関と連携し改善を求める必要がある。

(下請負人との契約)

下請負人との契約について、受注者等は工事等の品質を確保するため、建設業法、下請代金支払遅延等防止法及びその他関係法令を遵守することはもちろん、下請負人との契約を適正に行うことにより、下請負人の労務費やその他の経費を適切に確保し、公正な契約を締結するよう努める必要がある。

(1) 建設業法

建設業に関する事項を定めた法律で、下請負人との公正な請負契約となるよう、契約時にはあらかじめ金額を定め、書類を作成することなどを定めている。

(2) 下請代金支払遅延等防止法

下請負人(建設業における下請負人を除く。)の利益を保護することを目的とした法律で、下請代金の支払遅延等を防止することにより事業者と下請負人との取引を公正なものとなるよう定めている。

(品質の確保)

品質の確保について、市は、公共事業等の品質を確保するため、予定価格の算出に際しては市場価格や労務単価などの経済社会情勢を十分に検討し、適切に算出することが大切である。

一方で、受注者等は公共事業等の良好な品質を確保することに努めなければならないこととし、その履行体制(主任技術者や現場代理人の配置、下請業者や再委託業者との関係など)については適正に確保することを義務付ける必要がある。万が一、その履行体制に不審な点などが生じた場合には、市は、調査を行うこととし、調査結果で是正が必要となった場合には、必要な措置を取るよう指導を行うことが必要である。

(意見聴取)

最後に意見聴取として、公契約に関する制度のより適切な運用を図るため、可能な限り、学識経験者や事業者、その他関係団体等から意見聴取を行い、課題の共有を図る中で、基本方針の実現を目指すべきである。

○庄原市における公契約の基本を定める条例（案）

近年、本市においては、公契約によって適正に進めなければならない公共事業や公共サービスを担う業者、また、そこで従事する労働者の確保も厳しい実態となっており、市民生活へも大きな影響が出ようとしている。

そこで、この条例は、公契約のあるべき理念を明確化することにより、公共事業や公共サービスの品質向上を目指し、担い手の適正な労働環境の確保を図るとともに、地域経済の発展及び市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定しようとするものである。

平成 30 年 12 月 20 日 発議

（目的）

第 1 条 この条例は、公契約に係る基本的な事項を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公共事業・公共サービス（以下「公共事業等」という。）の品質向上、事業者等の経営の安定及び公契約の履行に係る作業に従事する労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって、地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約、指定管理者の選定等をいう。
- （2）受注者等 公契約を受注する者及び市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。
- （3）労働者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条の労働者であって、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事するもの。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に雇用される者を除く。
 - イ 自らが提供する労務の対価を得るために公契約に係る業務を請け負い、又は受託する者

（基本方針）

第 3 条 市は、次に掲げる事項を基本として、公契約に係る事務を実施するものとする。

- （1）公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。
- （2）公契約の過程及び内容の透明性を確保すること。
- （3）適正な競争を促進し、談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- （4）労働者等の労働条件に配慮すること。
- （5）地域経済の発展及び健全な地域社会の実現に配慮すること。

（市の責務）

第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、適正な公契約に関する取組を総合的に実施するものとする。

（受注者等の責務）

第 5 条 受注者等は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に係る市の取組に協力するよう努めなければならない。

2 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、契約を適正に履行しなければならない。

（市内事業者の受注機会の確保）

第 6 条 市は、予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展、地域コミュニティの維持及び発展並びに地域における防災の体制維持及び向上を図るためには、市内に事務所又は事業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）の持続的発展が不可欠であることを鑑み、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

2 受注者等は、下請負人を選定し、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、市内事業者を活用するよう努めなければならない。

(情報の公表)

第7条 市は、市民への説明責任を果たすとともに、不正行為の未然防止を図り、適正な公契約が行われていることを明らかにするために、公契約に関する情報の公表に努めるものとする。

(契約方法)

第8条 市は、公正な競争環境の下で、契約の性質又は目的を踏まえた適正な契約方法を活用するために必要な措置を講ずるものとする。

(発注の平準化等)

第9条 市は、事業者等による計画的な雇用の確保に配慮し、公契約の性質又は目的に応じて、特定の時期に集中しないよう計画的に発注を行うとともに、適切な契約期間を設定するよう努めなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第10条 受注者等は、労働基準法、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他の関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働条件の確保に努めなければならない。

2 市は、特に必要があると認めるときは、受注者等に対し、前項の労働条件の確保について報告を求めることができる。

3 市は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、関係機関と連携し対応するものとする。

(下請負人との契約)

第11条 受注者等は、建設業法(昭和24年法律第100号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)その他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、自己以外の下請負人との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めなければならない。

(品質の確保)

第12条 市は、公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質並びに労働者等の適正な賃金を確保するため、適正な積算根拠に基づき、予定価格を算出するものとする。

2 受注者等は、公共事業等の良好な品質の確保に努めなければならない。

3 受注者等は、公契約を履行するに当たり、適正な履行体制を確保しなければならない。

4 市は、特に必要があると認めるときは、当該公契約の受注者等に対し、前項の履行体制について、調査を行うことができる。

5 市は、前項の調査の結果、是正が必要であると認めるときは、必要な措置を採るべき旨の指導を行うことができる。

(意見聴取)

第13条 市は、公契約に関する取組を適正に行うため必要があると認めるときは、学識経験者、事業者その他関係団体等の意見を聴くことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

4. まとめ

総務常任委員会とすれば、本来、市長による条例提案が望ましいと考え、2015年（平成27年）には「公契約条例の制定を求める決議」を可決した。

それを受けて市は、担当課（管財課）を中心に関係課により調査検討されたものの、条例化の必要は無いとの結論を出された。

しかし、総務常任委員会の判断は、議会議決を尊重して、あくまでも条例制定を目指すべきとし継続して本市公契約の課題を明らかにすべく調査を続け、市長にも再考を求めた。

市長は、2017年度（平成29年度）外部委員による「公契約条例等検討委員会」を要綱設置され検討をされたものの、結果は前回担当課による結論と同様なものとなったが、課題解決へ向けて「庄原市公契約に関する基本方針」を示すに至った。

このような経過の中で5年間の歳月を要することになってしまった。

最後に、本所管事務調査においては、多くの方々より聴き取り調査にご協力をいただき、どのような条例にすべきか参考となる貴重な意見を多く頂戴したことに感謝申し上げたい。

先例市におかれては、条例化へ向けての経過や運用、今後の課題など懇切丁寧に教授してもらい、「庄原市における公契約の基本を定める条例（案）」の策定に多大なるご協力をいただいた。

この条例が効力を発揮するためには、発注者、受注者、従業者、市民、議会がそれぞれの立場において、基本的理念が実現すべく互いに発信することが必要である。

また、条例の運用方法や検証等に関しても実務や研究を重ねる中で、よりよいものにしていかなければならない。

いずれにしても条例案を発議した総務常任委員会の責務として、今後も公契約に関しては注視をしていく必要がある。

今日、5年にわたり継続してきた公契約条例の調査を本報告を以って終了することになるが、未だ、目指すべき公契約へ向け、スタートラインに立ったに過ぎないことを重ねて報告する。

【経過資料】

1. 全国自治体における公契約条例等の状況（平成30年4月現在）

全国で44自治体（県6、区6、市32）が公契約条例を制定している。

総合型条例（賃金条項あり）21自治体	理念型条例（賃金条項なし）23自治体
<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県 野田市、我孫子市 ・埼玉県 草加市、越谷市 ・東京都 多摩市、国分寺市、渋谷区、足立区、千代田区、目黒区、世田谷区 ・神奈川県 川崎市、相模原市、厚木市 ・愛知県 豊橋市 ・三重県 津市 ・兵庫県 三木市、加西市、加東市 ・高知県 高知市 ・福岡県 直方市 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県、山形県、長野県、愛知県、岐阜県、奈良県 ・北海道 旭川市 ・岩手県 花巻市 ・秋田県 秋田市、由利本荘市 ・福島県 郡山市 ・群馬県 前橋市 ・東京都 江戸川区 ・石川県 加賀市 ・岐阜県 大垣市、高山市 ・愛知県 碧南市、尾張旭市 ・三重県 四日市市 ・京都府 京都市 ・奈良県 大和郡山市 ・兵庫県 尼崎市 ・香川県 丸亀市

2. 調査経過について

（1）委員会等開催日数

	委員会開催	調査会開催	行政視察	参考人招致	備考
平成25年度	1日	なし	なし	なし	
平成26年度	21日	なし	3自治体	12人	決議発議、所管事務調査報告
平成27年度	9日	なし	なし	なし	
平成28年度	10日	1日	2自治体	なし	所管事務調査報告
平成29年度	5日	なし	なし	なし	
平成30年度	16日	なし	3自治体	11人	条例案発議、所管事務調査報告
合計	62日	1日	8自治体	23人	

(2) 委員会等開催日等

	開催月日	調査内容	備考
※ 1	平成26年2月13日	今後の調査方法について	
平成 26 年度	平成26年4月28日	公契約条例の概要調査	
	平成26年5月16日	担当課から聴取	【提出書類】 平成24年度契約実績に関する資料 平成24年度指定管理協定実績に関する資料
	平成26年6月5日	担当課から聴取	【提出書類】 総合評価方式による入札に関する資料 条件付一般競争入札における一者入札の状況に関する資料
	平成26年6月16日	今後の調査方法について	
	平成26年7月1日	担当課提出資料による調査	【提出書類】 平成24年度建設工事契約に係る仕様書（土木一式、建築一式） 平成24年度業務委託契約に係る仕様書（給食業務） 平成24年度保育所業務における指定管理協定に係る仕様書及び予算積算書 平成24年度観光交流施設における指定管理協定に係る仕様書及び予算積算書 平成24年度一般廃棄物再生施設業務における指定管理協定に係る仕様書及び予算積算書
	平成26年7月16日	参考人招致	広島県建設労働組合（1名） 広島県建設労働組合第12地域連合庄原（3名）
	平成26年7月29日	参考人招致のまとめ	
	平成26年8月4日～5日	行政視察	東京都 江戸川区公共調達基本条例 千葉県 野田市公契約条例
	平成26年8月29日	行政視察のまとめ	
	平成26年9月18日	今後の調査について	
	平成26年9月24日	参考人招致	庄原建設業協会（3名） 庄原市建設安全協議会（1名）
	平成26年10月14日	参考人招致のまとめ	
	平成26年10月20日	参考人招致のまとめ 今後の調査について	
	平成26年11月12日	担当課から聴取	【事前通告質問事項】 設計金額と実際の施工金額の差について 設計における市の体制について 地元業者の実態について 下請業者の労務単価について
	平成26年12月2日	担当課から聴取	【提出書類】 庄原市内における建設業法による業種別業者数（建設業許可区分）
	平成26年12月8日	今後の調査方法について	
	平成27年1月6日	今後の調査方法について	
	平成27年1月15日	行政視察	福岡県 直方市公契約条例
	平成27年1月20日	参考人招致	株式会社 チューゲイ（1名） 株式会社 ニュー東城（1名） 社会福祉法人 東城有栖会（2名）
	平成27年1月30日	今後の調査方法について	
平成27年2月16日	事務担当副市長、担当課から聞き取り		
平成27年2月27日	まとめ最終報告、決議について		

	開催月日	調査内容	備考
	平成27年3月9日	まとめ最終報告、決議について	
	平成27年3月25日(本会議)	委員会発議・所管事務調査報告	委員会発議「公契約条例の制定を求める決議」
平成27年度	平成27年5月14日	担当課から聴取	今後の方針について
	平成27年7月9日	担当課から聴取	【提出書類】 公契約条例制定に係る調査事項について
	平成27年11月9日	担当課から聴取	【提出書類】 公契約条例における先例地調査結果(抜粋) 公契約条例に関するアンケート(案)
	平成27年12月17日	今後の調査方法について	
	平成28年1月20日	担当課から聴取	アンケート結果
	平成28年2月17日	担当課から聴取	【提出書類】公契約条例に関する調査検討結果
	平成28年3月7日	今後の調査方法について	
	平成28年3月15日	2月17日のまとめ	
平成28年度	平成28年3月24日	担当課から聴取	2月17日の調査検討結果について
	平成28年4月25日	今後の調査方法について	
	平成28年4月28日	担当課から聴取	新年度の方針
	平成28年5月23日	今後の調査方法について	
	平成28年6月8日	担当課から聴取	平準化の取り組みについて
	平成28年6月8日	調査会開催	業者聴取
	平成28年6月15日	6月8日のまとめ	
	平成28年7月7日～8日	行政視察	三重県 伊賀市公契約条例 大阪府 茨木市公契約に関する指針
	平成28年8月3日	担当課から聴取	【提出資料】公契約にかかる取り組みについて
	平成28年8月22日	今後の調査方法について	
	平成28年9月12日	今後の調査方法について	
	平成28年10月27日	今後の調査方法について	
平成29年度	平成29年2月3日	担当課から聴取 まとめ 最終報告	【提出資料】公契約にかかる取り組みについて
	平成29年3月9日(本会議)	所管事務調査報告	
	平成29年6月15日	陳情審査	「公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情」
平成29年度	平成29年6月28日	担当課から聴取	公契約条例等検討委員会の取り組み
	平成29年9月13日	担当課から聴取	第1回公契約条例等検討委員会の報告
	平成29年10月12日	担当課から聴取	第2回公契約条例等検討委員会の報告
	平成30年3月5日	担当課から聴取	第3回～第5回公契約条例等検討委員会の報告

	開催月日	調査内容	備考
平成30年度	平成30年4月27日	担当課から聴取	第6回公契約条例等検討委員会の報告
	平成30年5月17日	今後の調査方法について	
	平成30年6月14日	条例案作成作業	
	平成30年6月27日	条例案作成作業	
	平成30年7月31日	条例案作成作業	
	平成30年8月9日	条例案作成作業	
	平成30年8月22日～24日	行政視察	千葉県 我孫子公契約条例 群馬県 前橋市公契約基本条例
	平成30年9月12日	条例案作成作業	
	平成30年9月18日	担当課から聴取	公契約条例等検討委員会の報告 【提出資料】庄原市公契約に関する基本方針
	平成30年9月28日	今後の調査方法について	同日、議員全員協議会で条例案説明
	平成30年10月15日	行政視察	愛知県 尾張旭市公契約条例
	平成30年10月31日	参考人招致	株式会社 チューガイ（1名） 庄原市建設安全協議会（1名） 社会福祉法人 東城有栖会（2名）
	平成30年11月1日	参考人招致	庄原建設業協会（3名） 広島県建設労働組合第12地域連合庄原（3名） 株式会社 ニュー東城（1名）
	平成30年11月13日	意見聴取まとめ	
	平成30年11月19日	まとめ 条例案について	
	平成30年11月22日	まとめ 条例案について	同日、議員全員協議会で条例案修正箇所説明
	平成30年12月4日	所管事務調査報告書まとめ	
平成30年12月14日	所管事務調査報告書まとめ		
平成30年12月20日（本議）	委員会発議・所管事務調査報告	委員会発議「庄原市における公契約の基本を定める条例（案）」	

※1 平成25年度

3. 意見書、決議等

(1) 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

平成 17 年 9 月 30 日 発議

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

建設産業は、我が国の基幹産業として、今日までの経済活動と雇用機会の確保に貢献してきたが、重層的な関係の中で他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が、直接、施工単価や労務費の引き下げにつながるなど、建設労働者の生活を不安定なものにしている。

このような中、平成 13 年 4 月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、「建設労働者の賃金・労働条件の確保が適切におこなわれること」が衆参両院で附帯決議されているが、諸外国では既に公契約に係る賃金を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいる。

よって、国においては、建設業を健全に発展させ、公共工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るため、次の事項を早急に実行するよう要望する。

1. 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法の制定を検討すること。
2. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に係る附帯決議の実効ある施策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 17 年 9 月 30 日

広島県庄原市議会

(2) 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書

平成 22 年 3 月 25 日 発議

公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書

ILO94 号条約は、国や自治体に対して公共事業・公共サービスの現場で働く労働者について、受託事業者やその下請け事業者に対して、以下のような一定の基準を守らせることを求めています。

その基準とは、①同種の労働に対して、一般的水準に劣らない有利な賃金(手当を含む)を規定すること、②健康・安全・福利厚生を確保する十分な措置を講じること、③通常の労働時間・割増賃金・休日・疾病休暇について規定すること、④以上の労働条項を厳守する措置として、十分な監督制度を維持し、制裁措置を規定することです。

残念なことに、日本政府は、労働基準法が整備されているなどの理由で ILO94 号条約を批准していません。現実には、公契約における一方的な単価削減や競争入札により、賃金・労働条件は民間相場を下回る状況になり、その状況を労働基準法等で防ぐことはできていません。国や自治体は、国民・住民の生活を守り、地域経済の振興を図る責任があります。そのため自らが発注する公共関連事業や官公需に従事する労働者に適正な賃金が確保されるように責任を果たすべきであります。

よって、国におかれては、ILO94 号条約を批准し、公共関連事業や官公需に携わる労働者の賃金・労働条件を適正に確保されること、そのために公契約法を速やかに制定されることを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 25 日

広島県庄原市議会

(3) 公契約条例の制定を求める決議

平成 27 年 3 月 25 日 発議

公契約条例の制定を求める決議

長引く不況の中、公共投資は抑制され、多くの自治体において、財政健全化・行財政改革をめざし、従来自治体が担ってきた業務を民間へ開放し、経費の削減を図る取り組みが実施されてきた。これにより、財政面においては一定の成果が見られるものの、業者間の競争が激化し、下請負労働者の賃金低下、公共サービスの質の低下などが懸念されている。

この問題を解決すべく、各自治体においては、公契約条例制定に向けた取り組みが展開されており、本議会も、平成 17 年 9 月に、「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書」を、平成 22 年 3 月には、「公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書」を国会及び関係行政庁へ提出するとともに、公契約のあり方について総務財政常任委員会で調査・検討してきた。

しかし、市長は、公契約条例の制定に対し、「労働環境に係る問題は、国が法整備すべきである」という姿勢をとっており、現時点では、条例の制定に向けた取り組みは行われていない。

こういった情勢を踏まえ、本委員会は、本市の公契約をめぐる現状及び公契約条例についての調査を実施し、労働環境の保護、市内労働者の育成により、地域経済の活性化をめざすべきであり、市民に質の高いサービスを提供するためには、本市の実情に即した公契約条例の制定が必要であるという結論に達した。

よって、本議会は、執行者に対し、市内の公契約をめぐる実情を詳細に把握するための調査や先進事例の調査を実施し、さらに、これらを具体化するための審議会設置等の取り組みを進め、条例を制定することを強く求める。

以上、決議する。

平成 27 年 3 月 25 日

庄原市議会

4. 参考人招致による条例案等への主な意見 (H30年10月31日、11月1日)

(1) 条例案全般について

- 提示されている条例案は、賃金条項が抜けており、公契約の理想的理念を明文化したもので、別に問題はない。
- 条例の拘束力がない。もっと数値化する中で抜け道を無くすべきではないか。
- 公契約条例には賛成しかねる。
- 今までの市との公契約について問題はない。
- 庄原市だけで条例化して進めるのではなく、国県も同様にしなければ意味がない。
- 条例により、一層経費がかかり、会社の経営を圧迫するのではないか。
- 条例にこだわるか否かというところだけで、執行者と議会の問題。私たちは入ることができない。
- 議論を重ねて、執行者と議会がいい方向になる様、それしか言いようがない。
- 理念的な条例で、当社とすれば取り組みやすいのではないかと思う。
- 条例を見ると、以前、話をした内容が、だいぶ取り入れられている。
- 現状のままでは、職人はいなくなってしまうので、条例を制定し、運用する中でしっかりとした条例へ成長させてほしい。
- 施工現場が条例適用される現場であることを下請事業者や市民に周知させ、本条例がより機能するようポスター掲示等を考えて欲しい。公契約条例についてホームページ等へ問い合わせ先があればよいと思う。
- 本条例について、別に問題ないと思う。

(2) 市内事業者の受注機会の確保について

- 下請に市内事業者を入れようとしても、一人親方など社会保険等に入っていない方もおられるので、必然的に条例が示す市内業者の活用にはならない。

(3) 契約方法について

- 履行評価について、きちんと評価をされていないのではないか。土木建設では総合評価などもあるが、他業種では確立されていない。
- 指定管理も含めて複数年契約について、1,000円まで毎年3%前後を目安に最低賃金を上げていく国の方針があるので、複数年契約のときに、2年目、3年目の賃金の上昇も見込んで積算をしてほしい。
- コンサル任せとなっている。図面を読み取る力がある行政職員が必要。
- 指定管理の協定書を締結したのは4月だが、予算を立てて人員を確保するのは3月までに行う。反して、予算見積については、前年11月に提出を求められるので何とかして欲しい。

- 指定管理は必要最低限で見積りをしており、人件費単価は変わっていない。時間単位で積算されているが、雇用する場合は、時間単位の雇用が難しいのでフルタイムでの採用となり、人件費に関しては自主事業からの持ち出しとなっている。
- 提出書類の簡素化について、電子納品等を考えて欲しい。写真だけでもデータにするとかかなりの少量化ができると思う。
- 人材不足が続いており、今回の災害復旧対応においても、期限内に市内事業者だけで仕上げることは難しい。また物資の調達についても、市内では揃わないものが多く、理由書も大変面倒なものを要求される。
- 入札の地域割りについて、そろそろ全域化したほうがよい。
- 災害復旧工事は、大変厳しい状況。河川災害復旧工事などで、大型ブロックで設計されたものに関しては、今の設計では赤字となる。一般公共事業などは、ある程度利益率はよいが、災害復旧工事は量があってもほとんど利益がでない。地元だからやらざるを得ない対応になる。農業災害事業も書類は必要で利益率は特に悪くなる。
- 市として発注された時には、工事費と法定福利費とを別々に計上し、その計上された法定福利費を、一次、二次、三次下請等まで全部支払われるよう監督をして欲しい。

(4) 適正な労働条件の確保について

- 労働者等の適正な労働条件の確保については、基本的に当社の給与規程に沿った形で行っている。
- 様々な業種を展開しているが、ライセンスの問題を除けば、できるだけ人事交流、配置転換をしている。保育事業においては、発達障害の子供や0歳児などが急に増減があった場合、職員の加配等が必要だが、採用した職員を退職させるわけにいかないの保育関係、託児所等の人事異動で対応している。
- 仕事を確保するというよりも人手を確保することの方が問題であり、賃金については必然的に上げざるを得ない状況にある。国も最低賃金を上げる方向である。
- 特に必要と認められる公契約について、「受注者に対して労働条件の確保について報告を求めることができる」としているが具体的にはどのようにするのかわからない。
- 基本的な報告については、県審査を受ける時点で申告しているので、改めて必要ではないと思う。
- 我々が望む労働条件の確保とは、下請として法定福利費を確実に受け取れること。元請と見積段階において、大まかな経費しか計上されず契約をしている現状がある。公共工事設計労務単価が賃金以外の経費を含む金額と誤解されている可能性がある。
- 第10条で金額によって条例の対象にならないのは、いかがなものか。
- 第10条、第12条で調査権を執行できるとされているが、全体的に漠然としている。

(5) 下請負人との契約について

○下請は、元請等に対して物申すことが非常に言いづらい。条例で明記する中で後押しするようにしてほしい。

(6) 意見聴取について

○意見聴取の第13条は大切であり、これまでも庄原いちばん談議や市長の面会でも、主張を伝えるように取り組んできた。
○条例で規定されているような実態ではない時、市役所で実情を聞いてもらえるような窓口について考えて欲しい。

(7) その他

○地元企業を育成するため、補助をするだけでなく、目標数値を明らかにして鍛えることを思い切ってすべきではないか。
○行政では、指定管理で利益をあげてはいけないという考えが多いが、適正な利益のもとでよりよいサービスを展開していくというのが理想の姿だと思う。
○保育士の確保が、より困難な状況となっている。
○職員確保のため説明会をいろんなところで開催するが、庄原市がわからないと言われることに衝撃を受けた。「庄原市」をもっとPRしてほしい。

5、総務常任委員会委員（平成25～30年度）

(各年度当初)

	委員長	副委員長	委員			
平成25年度	垣内秀孝	宇江田豊彦	松浦 昇	岡村信吉	赤木忠徳	五島 誠
平成26年度	垣内秀孝	宇江田豊彦	松浦 昇	岡村信吉	赤木忠徳	五島 誠
平成27年度	五島 誠	宇江田豊彦	松浦 昇	岡村信吉	竹内光義	赤木忠徳
平成28年度	五島 誠	宇江田豊彦	松浦 昇	岡村信吉	竹内光義	赤木忠徳
平成29年度	宇江田豊彦	坂本義明	岡村信吉	竹内光義	赤木忠徳	五島 誠
平成30年度	宇江田豊彦	坂本義明	岡村信吉	竹内光義	赤木忠徳	五島 誠